

外国人材日本語習得緊急サポート事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

- 1 外国人材日本語習得緊急サポート事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号)及び外国人材日本語習得緊急サポート事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(日本語研修の条件)

- 2 要綱第2条第3項の「日本語研修」の条件は、次に掲げるものとする。
 - (1) 全課程の研修時間が30時間以上であること。
 - (2) 研修を受講する技能実習生が全課程を通して20名以上であること。
 - (3) 研修の費用の全部又は一部について、研修受講者本人又は所属事業者に負担を求めるものでないこと。
 - (4) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと。

(補助対象経費)

- 3 補助対象経費については、次のとおりとする。
 - (1) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに実施する事業を対象とする。
 - (2) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 日本語研修に参加予定であったが当日参加できなかった研修受講者に配布する使用教材は補助対象経費に含むものとする。
 - (4) 次に掲げる経費については、要綱第4条の表の「その他知事が適当と認める経費」に含まれないものとする。
 - ア 補助事業者の人件費及び旅費
 - イ 飲食費
 - ウ 各種許認可の申請に要する経費
 - エ その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。